

函館市国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料納入
通知書送付用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市広告掲載要綱の規定に基づき、国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料納入通知書送付用封筒広告掲載事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険資格確認書等送付用封筒
- (2) 国民健康保険料納入通知書送付用封筒

(広告の位置、掲載数、規格、掲載料)

第3条 広告は、封筒の裏面に掲載することとし、その掲載数は2枠を上限とする。

2 広告1枠あたりの規格は、縦7センチメートル、横10センチメートルとし、広告の色は、単色とする。

3 広告掲載料は、封筒1枚当たり1枠2円以上とする。

(封筒作成枚数および広告掲載期間)

第4条 封筒の作成枚数は、毎年度市民部長が定める。

2 広告掲載期間は、国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料納入通知書を最初に発送したときから、概ね1年間とする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、市が広報誌やホームページ、その他の方法で行うほか、広告代理店等（広告代理店その他広告主からの依頼により広告媒体を確保し広告の作成を行う者をいう。以下同じ。）を活用することができる。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載の申し込みをする者（以下「広告掲載申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告の見本を添えて、函館市市民部に提出するものとする。この場合に

において、広告掲載申込者は、複数枠の申し込みもできるものとする。

2 広告主からの依頼により広告代理店等が広告掲載の申し込みをする場合においては、広告代理店等を広告掲載申込者とみなす。

3 前項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用については、同項中「広告の見本」とあるのは「広告の見本および別記様式第1号の2による同意書」とする。

(広告掲載条件)

第7条 広告の掲載については、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準による。

2 市税を滞納している者の広告は掲載しない。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告掲載の申し込みがあったときは、函館市市民部国保年金課長が、掲載する広告の可否を審査する。ただし、疑義等が生じた場合は、函館市広告審査委員会においてこれを審査する。

2 広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、また、掲載できないと決定したときは、広告非掲載決定通知書（別記第3号様式）により広告掲載申込者に通知するものとする。

3 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、市民部長が指定する方法により指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。

4 版下原稿の作成に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載者は、広告掲載決定通知書に記載された納入期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由により掲載することができなかつたときは、その全部または一部を還付することができる。

2 第6条第2項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用に

については、同項中「広告掲載者」とあるのは「広告掲載者および広告主」とする。

(広告の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 函館市の広告関連規定に違反したとき。

(2) 封筒作成上支障を生じたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(広告掲載者の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告掲載者が負うものとする。

2 前条第1号の規定により広告を取り消された広告掲載者は、市および封筒に掲載されている他の広告の広告掲載者が受けた損害に対して責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市民部長が定める。

附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 6 年 9 月 1 2 日から施行する。

函館市国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料
納入通知書送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

(申込者)

住 所

会社(団体)名

氏 名

電 話

函館市国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料納入通知書送付用封筒
広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1 広告掲載の媒体・申し込み枠数

(1) 国民健康保険資格確認書等送付用封筒・・・・・・・・・・・・・ 枠

(2) 国民健康保険料納入通知書送付用封筒・・・・・・・・・・・・・ 枠

2 広告の内容 添付原稿のとおり

3 広告掲載料

(1) 国民健康保険資格確認書等送付用封筒(1枠あたり 円以上) 円

(2) 国民健康保険料納入通知書送付用封筒(1枠あたり 円以上) 円

- 4 条 件
- ・ 各種法令および函館市の広告関連規定を遵守します。
 - ・ 函館市税の滞納はありません。
 - ・ 函館市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

同 意 書

函館市国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料納入通知書送付用封筒広告掲載の申し込みに関し、函館市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

年 月 日

住所（所在地）

名前（名称）

電話番号

函館市国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料
納入通知書送付用封筒広告掲載決定通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載につきましては、
函館市広告掲載要綱等の基準に適合していることから、掲載を決定し
ましたので通知します。

記

1 広告掲載の媒体

2 広告掲載料

円

3 広告掲載料納入期限

年 月 日

函館市国民健康保険資格確認書等および国民健康保険料
納入通知書送付用封筒広告非掲載決定通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載につきましては、掲載しないことと決定したので通知します。

記

- 1 広告掲載の媒体
- 2 非掲載理由